

令和7年度

山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金(認可外保育施設)

申請の手引き



事業の概要

本事業は、山形県が県内市町村と連携し、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的として、認可外保育施設等を利用している乳幼児の保護者に対しその利用料（保育料）の一部を補助するものです。

なお、国の幼児教育・保育の無償化の対象となる場合は、本補助金の対象外です。申請にあたっては十分にご注意ください。

【注意】

※保育の必要性が認められる市町村民税非課税世帯の0～2歳児は、国の幼児教育・保育の無償化の対象です。

※申請書類等に不備があった場合は、一度、申請書類を返却する場合がありますのでご注意ください。

※提出書類等の内容に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくこととなります。

【お問い合わせ先】

山形市こども未来部 保育育成課 幼稚園・認可外給付係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線 377)

FAX 023-624-8840

補助対象者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、次のいずれにも該当する児童

- ・国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない、保育の必要性が認められる0～2歳児
- ・保護者の市町村民税所得割課税合算額♦が169,000円未満（年収約640万円未満）

◆「市町村民税所得割課税合算額」について

- a 判定に用いる課税年度は、次のとおりとなります。
- ・令和7年4月～令和7年8月利用分
…令和6年度(令和5年中の収入に対し令和6年1月1日の住民登録地が課税)
 - ・令和7年9月～令和8年3月利用分
…令和7年度(令和6年中の収入に対し令和7年1月1日の住民登録地が課税)
- b 原則、父・母の市町村民税所得割課税額を合算した額により判定します。ただし、父・母の所得だけでは生計が成り立たないと判断した場合は、同居祖父母等を含めて判定することがあります。
- c 市町村民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除(寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除)の適用前の額となります。ただし、定額減税は控除後の額を適用します。

補助金額

① 認可外保育施設（一時保育は除く）

父母の市町村民税所得割合算額	補助金額（月額）	対象施設	基準額（月額） a	認可外保育施設の月額保育料 b
97,000円未満	aとbを比較して少ない方の額の1/2	認可外保育施設 （企業主導型保育事業を除く）	42,000円	対象児に係る月額保育料
97,000円以上 169,000円未満	aとbを比較して少ない方の額の1/4	企業主導型保育事業 ≪0歳児≫	37,100円	
		企業主導型保育事業 ≪1～2歳児≫	37,000円	

※通園送迎費、食材料費、行事費などの実費は保育料に含まれません。

② 一時保育事業（非定型保育）※緊急保育は除く

父母の市町村民税所得割合算額	補助金額（月額）	対象施設	基準額（月額） a	月額保育料 b
97,000円未満	aとbを比較して少ない方の額の1/2	一時保育事業（非定型保育） を実施する保育所等	42,000円	対象児に係る月額保育料
97,000円以上 169,000円未満	aとbを比較して少ない方の額の1/4			

※通園送迎費、食材料費、行事費などの実費は保育料に含まれません。

申請方法

- ① 申請に必要な書類を、現在利用している認可外保育施設から受け取ってください。
- ② 書類に必要な事項を記入し、利用している認可外保育施設に提出してください。
 ※既に認可外保育施設を退所している場合は、市保育育成課へご連絡ください。
 （申請書は市公式ホームページからも入手可能です。）
 ※転園などにより複数の保育施設を利用した場合は、補助対象期間内に利用していた
 全ての施設の在園証明書兼保育料受領証明書を添付してください。

申請に必要な書類 ※補助対象児童ごとに作成してください。

下記の書類をご提出ください。

①山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金(認可外保育施設)交付申請書(様式第1号)

②-1 保育の必要性に係る申出書(様式2号)

②-2 <<利用施設別>> 保育の必要性を証明する書類

利用施設	必要書類
企業主導型保育施設 <u>以外</u> の認可外保育施設を利用している方	就労証明書など、保育の必要性を証明する書類 ・父母それぞれの分が必要
企業主導型保育施設を <u>地域枠</u> で利用している方	教育・保育給付認定証の写し
企業主導型保育施設を <u>企業枠</u> で利用している方・一時保育事業(非定型保育)を利用している方	不要

③在園証明書兼保育料受領証明書(様式第3号) ※兄弟姉妹分は不要

④<<該当する方のみ>> 世帯の状況を証明する書類

世帯の状況	必要書類
令和6(または7)年1月1日の住民登録地が山形市以外である	令和6(または7)年度 市町村民税課税証明書 ・市町村民税所得割課税額、総所得額、所得控除合計が明記されているもの
ひとり親家庭である、または係争中である	戸籍全部事項証明書(ひとり親であることが分かるもの)、 または、係争中であることの証明 の写し

申請締切・振込時期

	利用月	申請締切（市役所必着）	振込月（予定）※
前 期	令和7年4月 ～ 令和7年8月	令和7年9月1日（月）	令和7年10月末
後 期	令和7年9月 ～ 令和8年3月	令和8年3月13日（金）	令和8年5月末

※振込時期については、あくまで予定となります。

認可外保育施設の利用料に対する補助金の適用について

本補助金と「山形市認可外保育施設利用者負担軽減補助金（以下、「市補助金」）」は、それぞれの補助金で定められた要件を満たしている場合、どちらも交付を受けることができます。

両補助金とも要件を満たす場合、先に本補助金を適用し、その残額から 市補助金 を算定します。

◆保育の必要性について

次のいずれかの事由により、家庭において保育をすることが困難であると認められることが必要です。

事 由	保護者の状況	補助対象期間
① 就労	会社や自宅を問わず月64時間以上働いている	就労期間中
② 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要である	産前産後の各8週間程度
③ 疾病・障がい	疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいがある	必要な期間
④ 介護	同居の親族等を常時介護（看護）している	
⑤ 災害復旧	災害（地震・風水害・火災等）の復旧にあたっている	
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	90日間（最長）
⑦ 就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学期間中
⑧ その他	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間
	その他、やむをえない事情があると市長が認めるとき	

※ 就労時間が月64時間に満たない場合は、就労を理由に認めることはできません。

◆保育の必要性を証明する書類（父母それぞれの分が必要）について

次の表の中から該当するものを提出ください（○は必須、△は場合によって必要）。

必要書類 ★…必ず市指定様式を 使用してください		就労証明書 (写し可)	税書類等の写し (申告書・源泉徴収・開業届等)	母子手帳の写し (分娩予定日の分かるもの)	申立書(疾病・介護)	医師の診断書	状況確認書類等 (介護保険証・障がい者手帳等の写し)	求職活動状況確認書	在学証明書 及び 時間割等 (受講決定通知書等も含む)
保護者の状況									
就労	外勤（内定含む）	○★							
	自営（予定含む）※	○★	○						
妊娠・出産				○					
疾病・障がい	疾病				○★	○★			
	障がい					△★	○		
介護					○★	△★	○		
求職活動								○	
就学（職業訓練含む）									○
その他		家庭で保育ができない旨を証明する書類							

※… 就労証明書のほか、事業をしていることが分かる書類（税の申告書・開業届・営業許可証・出荷証明書など）を提出してください。

ー上記の他にも、申請内容に応じて書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承くださいー